

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」新旧対照表

平成 22 年 4 月 1 日

(下線部分改正)

新	旧
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(担保の設定)</p> <p>第 8 条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみ</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。<u>平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」</u>における「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(担保の設定)</p> <p>第 8 条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の<u>質権</u>の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみ</p>

新	旧
<p data-bbox="213 297 783 853">なされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p data-bbox="189 871 564 900">5 (現行どおり)</p> <p data-bbox="695 1061 783 1090">以 上</p>	<p data-bbox="839 297 1409 853">なされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p data-bbox="815 871 1190 900">5 (省 略)</p> <p data-bbox="1319 1061 1407 1090">以 上</p>